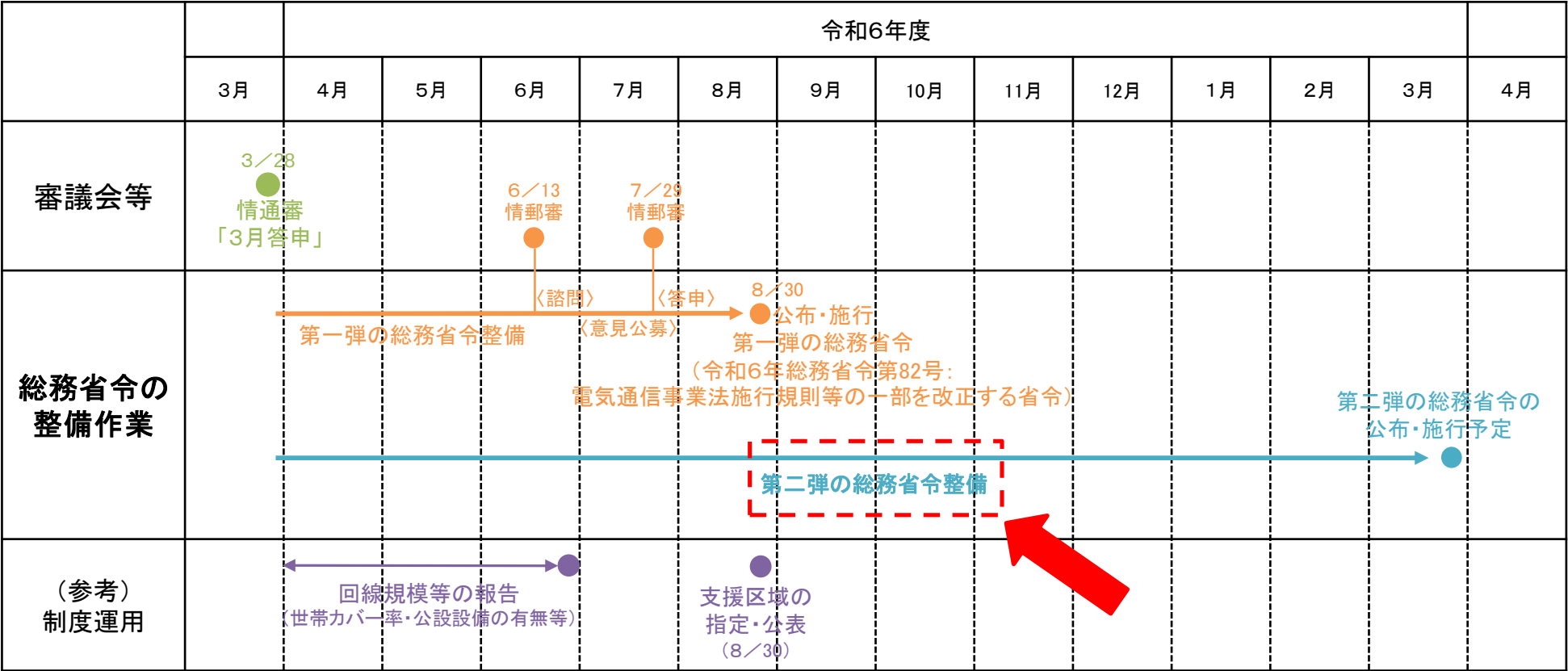


ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における 令和6年度第二弾の総務省令の制定に向けて（案）

令和6年9月4日
総務省
総合通信基盤局

令和6年度第二弾の総務省令の制定に向けて(案)

- ◎ 情報通信審議会答申(令和6年3月28日。以下「3月答申」という。)等を踏まえて、総務省において、交付金・負担金等に係る制度を具体化するため、総務省令等整備の準備作業を進めているところ
- ◎ 令和6年度に二段階に分けて総務省令を整備することを想定。具体的には、
 - ・ 第一弾においては、主に「区域指定」に必要となる事項に係る整備を行い、
 - ・ 第二弾においては、主に「交付金・負担金の算定方法等」に必要となる事項に係る整備を行うことを想定



- ◎ 令和6年度第一弾の総務省令(区域指定関係)については、8月30日付公布・施行された
- ◎ 今年度第二弾となる総務省令(交付金・負担金算定関係)については、
 - ・ 第二号算定等規則(仮称)の新規制定と、
 - ・ 電気通信事業法施行規則や電気通信事業報告規則といった必要な総務省令の一部改正から成ることが想定され、引き続き事務局において「2月答申」(令和5年2月情報通信審議会)及び「3月答申」で示された方針に則り、詳細を検討しているところ
- ◎ 現時点における第二弾の総務省令案の考え方素案は本日お示しする(本資料P3~8)とおり
- ◎ 今後数回にわたり、特に、①負担金を徴収する対象(本資料P9~)、②各種報告の手法等(本資料P16~)及び③特異判定式の内容(本資料P19~)を念頭に、事業者等ヒアリングも交え、これまでの議論等と齟齬なく事務局案の準備が進められているか等について意見交換をお願いしたい

《想定》

- 第10回 事務局説明、事業者ヒアリング① 《本日9/4》
- 第11回 事業者等ヒアリング②(主に負担金関係) 《9/6予定》
- 第12回 事業者等ヒアリング③(特異判定式及び負担金関係)《9/20予定》

10月初旬 第二弾の総務省令案の考え方原案の御議論

~上旬 " 考え方案の御議論

→事務局において任意の意見募集を実施(約1か月間)

11月のうちに 第二弾の総務省令案の考え方(意見募集後)

これ以降、情報通信行政・郵政行政審議会に第二弾の総務省令案(新旧対照表等)をお諮りすべく事務局で準備・整理の上、今年度末までの同令案の制定を企図する

第二弾の総務省令案（新規及び一部改正） の考え方素案

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方素案(その1)

- ✓ 原則として「第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則」(平成14年総務省令第64号)の章立て、条の構成、規定の内容を参考にして今回規定を整備することとし、2月答申、3月答申、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」(以下「交付金算定等WG」)における意見交換等を踏まえ、次のような素案を準備
- ✓ 新規制定の総務省令の名称は、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」とすることを想定

第一章 総則

第二章 第二種交付金

第一節 総則

※注意: 考え方素案はあくまで現時点案であり、今後、加筆修正等を進める

- 第二種交付金の認可申請方法: 申請書類の様式、年度における申請期限(TCA。法110条の4①関係)
- 第二種交付金の算定方法(法110条の4①関係)
 - 補填対象額は、①一般支援区域に係る補填対象額、②特別支援区域に係る補填対象額の合計値であること
 - ①についてはベンチマーク方式を、②のうち大幅な赤字地域もベンチマーク方式を、②のうち公設地域及び未整備地域(特異判定式の対象に限る。)については収入費用方式を、それぞれ適用し、補填対象額を算定すること
 - 第二種適格電気通信事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務の提供期間が年度途中で一年超となる場合に、一年以下までの期間に係る補填対象額を日割り計算により控除すること
 - 第二種負担金の合計が負担の限度額(第二種負担金の徴収対象である事業者の収益の3%)を超える場合における不足する負担金額分について、第二種交付金から控除すること
- 支援区域における補填対象の範囲
 - 公設地域で地方自治体が引き続き設備を所有する場合は補填対象額から当該地域の原価を控除すること
 - 第二号基礎的電気通信役務収支表において黒字である第二種適格電気通信事業者であっても、区域指定後に、公設地域で民間移行した設備、未整備地域で新たに整備した設備については補填対象とすること
- 支援機関に届け出る事項と方法(法110条の4③関係)

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方素案(その2)

第二章 第二種交付金 (つづき)

※注意: 考え方素案はあくまで現時点案であり、今後、加筆修正等を進める

第二節 原価の算定 (法110条の4④関係)

第一款 総則

- 原価の整理は、設備管理部門及び設備利用部門に分けて、役務別ごとに行い、その役務とはFTTH及びCATV(HFC)とすること（※ワイ固専用型については現時点では規定せず）
 - － 設備の初期整備に係る費用、公設民営における設備の管理運営費は原価に含めないこと

第二款 設備管理部門の原価

- 設備管理部門の資産及び費用の整理
 - － 設備管理部門の費用は、総務大臣が通知する手順(交付金算定に関する標準判定式)で整理すること
 - － FTTHに係る標準判定式及びこれを補正することによるCATV(HFC)に係る標準判定式を設定すること
 - － FTTH及びCATV(HFC)それぞれに係るこれまでの議論の結果に基づく設備が対象であること
 - － これらの規定にかかわらず、令和5年6月16日(令和4年改正電気通信事業法施行日)時点で公設地域又は未整備地域であった地域については、同日以降に新たに民間移行し、又は同日以降に新たに設備を整備した場合に限り、上述の「標準判定式」に代え、実際費用方式を活用して当該区域の費用を算定する「特異判定式」で費用を整理すること
- 例外的に取り扱う費用に係る設備に関する報告(公表)
 - － 例外的に、大災害などで、標準判定式によらずに設備に関する費用を算入しようとする場合に、この新規省令の規定によらないことにつき総務大臣の許可を得たときは、当該許可に係る設備に関する情報を公表しなければならないこと

第三款 設備利用部門の原価

- 設備利用部門の第二号基礎的電気通信役務の原価算定
 - － 設備利用部門については、別表等に定める方法に従って算定し、支援機関に提出すること
(広告宣伝費は費用に計上しない)

第四款 費用の公表

- 特別支援区域のうち、公設地域又は未整備地域(「標準判定式」に代え「特異判定式」によりその費用を整理すべき担当支援区域)については、担当支援区域ごとに、それぞれ設備管理部門及び設備利用部門の原価等を公表すること

第二号算定等規則（仮称）制定の考え方素案（その3）

第二章 第二種交付金（つづき）

※注意：考え方素案はあくまで現時点案であり、今後、加筆修正等を進める

第三節 第二種交付金の交付の特例

- 第二種適格電気通信事業者の会社更生法等の適用の場合の特例
 - － 会社更生法等の適用を受けた日の翌日から起算して日割で当該月分に係る交付金額を減額（不交付）し、それ以降は不交付とし、これに対応する負担金額を徴収しないこととすること
- 第二種適格電気通信事業者が担当支援区域から撤退等を行った場合の特例
 - － 担当支援区域から撤退等を行った日の翌日から起算して日割で当該月分に係る交付金額を減額（不交付）し、それ以降は不交付とし、これに対応する負担金額を徴収しないこととすること
- 令和5年6月16日以後初回の区域指定日の前日までの間に新規整備、又は民間移行に移行した回線設備については、全国規模でみてBB役務について黒字である事業者であっても、例外的に支援（算定）対象とすること（ただし、その後、当該区域に係る特別支援区域の指定が解除された場合には、再び特別支援区域に指定されたとしても、支援対象外となる）

第二号算定等規則(仮称) 制定の考え方素案(その4)

第三章 第二種負担金 (法110条の5②の規定により準用される法110条②～⑧関係)

※注意: 考え方素案はあくまで現時点案であり、
今後、加筆修正等を進める

第一節 総則

- 第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請方法: 申請書類の様式、年度における申請期限(TCA)
- 第二種負担金の額の算定方法
 - 「負担金の徴収対象事業者ごとの回線数」×「告示で定める回線単価」により、第二種負担金の額を算定すること
 - ・ 他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合を想定し、2カウントでなく、1カウントとする
 - ・ いわゆるキャリアアグリゲーションの回線数を想定し、この場合、一としてカウントする
 - ・ 卸元(MNO)について、MVNOがその卸役務を利用して通信モジュール向けに役務を提供している場合には
当該役務に係る卸役務は卸元(自社)の回線数に算入しない
 - 第二種適格電気通信事業者及び負担金の徴収対象事業者等から報告された回線数を総務大臣は支援機関に通知すること
- 第二種負担金の徴収対象である事業者の範囲
 - 本資料「① 負担金を徴収する対象」(P9～)に係る議論も含め、端末系伝送路設備を設置する事業者以外の事業者が利用者と役務提供契約を締結している場合も、端末系伝送路設備を設置する事業者が負担金の徴収対象であること

次頁の「報告規則」で
規定等する
ことも視野

第二節 収益の額の算定

- 収益の額の算定方法
 - 高速度データ伝送電気通信役務を提供する事業者が算定すべき収益の額は、音声伝送役務、データ伝送役務及び専用役務の収益の額を合計したものであること
- 法110条の5①ただし書及び政令5条の2①に規定する「総務省令」で定める方法は、(両方とも内容は同一で) 上述の収益の額の算定方法であること

第三節 その他

- 遅延利息については、電話ユニバ制度と同様、一万分の四とすること

附則

※ この他、上述の内容に沿って、適宜「様式」「別表」を整備

必要な総務省令の一部改正の考え方素案

✓ 前述新規省令の制定のほか、次のような関係総務省令の一部改正を念頭に置いている

※注意：考え方素案はあくまで現時点案であり、
今後、加筆修正等を進める

㊦ 「電気通信事業法施行規則」の一部改正

- － 本資料「① 負担金を徴収する対象」(P9～)に係る議論を踏まえ、負担金の算定に係る役務の範囲の明確化
- － 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則「第四章 支援機関」の規定を、電気通信事業法施行規則に移し替え

㊧ 「電気通信事業報告規則」(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)の一部改正

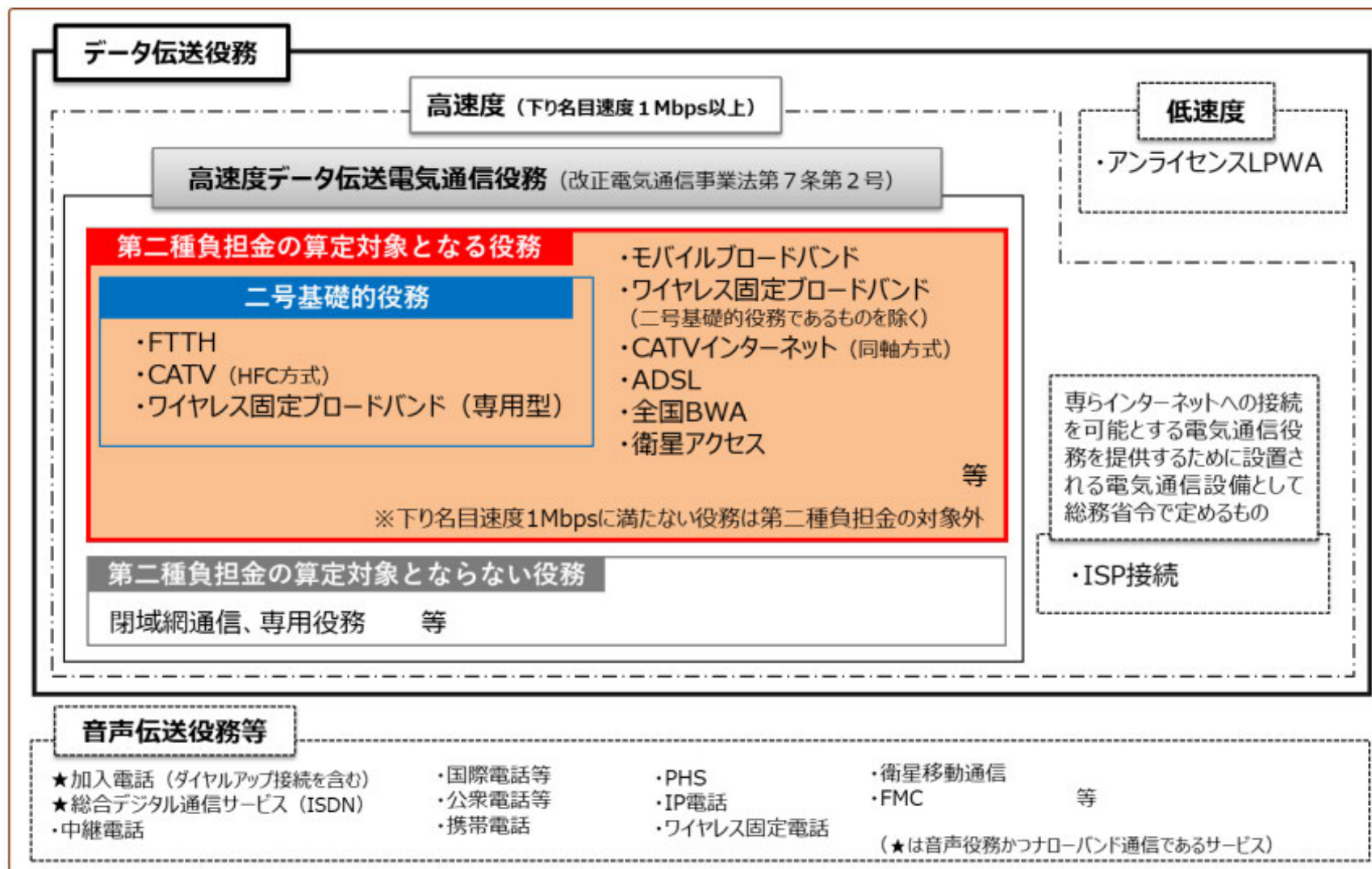
- － 本資料「② 各種報告の手法等」(P16～)に係る議論を踏まえた内容
- － ローミング、キャリアアグリゲーション、通信モジュールに関係した回線数のカウント方法について様式に注釈を盛り込む(←前頁注釈参照) 等

㊨ その他

- － 特に電話ユニバ制度に係る関係規定等を念頭に、「交付金」、「負担金」といった、BBユニバに係るそれらとの混同を避けるための、規定や様式の記載の修正

① 負担金を徴収する対象

図表7-3 第二種負担金の算定対象となる役務の範囲



①-1 第二種負担金の算定に関する役務の範囲(イメージ)

- ◎ 支援機関（TCA）は、年度ごとに、次の赤い枠内に該当する役務（＝第二種負担金の算定に関する役務）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が「電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が10億円（政令5条の2①）」を超えるものから、負担金を徴収することができる（法110条の5①）

→「高速度データ伝送役務提供事業者」という。この者に対し、前年度の電気通信役務の収益等を支援機関に報告させることを想定

・ISP接続 「専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」（省令14条の4）を用いて提供されるサービス

「高速度データ伝送電気通信役務」（法7条二）

「その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は映像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務」のこと（法7条二）

除外

第二種負担金の算定に関する役務

「第二号基礎的電気通信役務」

- ・FTTH
- ・CATV（HFC方式）
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）
（法7条二及び省令14条の3①）

- ・CATV（同軸方式）
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）
- ・DSL
- ・FWA
- ・携帯電話・PHSアクセスサービス（3.9～4G、5G）

- ・ローカル5G
- ・BWA（自営等除く）
- ・公衆無線LAN
- ・衛星アクセス

（注）下り名目速度1Mbpsに満たない役務は対象外とする

卸先役務 「専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務」（省令40条の7の2一）

専用役務、閉域網通信、IoT端末との通信に用いるサービス

- ・フレームリレーサービス・ATM交換サービス・自営等BWAアクセスサービス
- ・IP-VPNサービス・広域イーサネットサービス・専用役務
- ・通信モジュール※向けに提供する電気通信役務（省令40条の7の2二）
※特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう

仮想移動電気通信サービス

（省令40条の7の2二）

アンライセンスLPWA

※本資料P24及び25に参照条文あり

音声伝送役務等

- ・加入電話（ダイヤルアップ接続を含む）*
- ・総合デジタル通信サービス（ISDN）*
- ※音声伝送役務かつナローバンド通信であるサービス

- ・中継電話
- ・国際電話等
- ・公衆電話等

- ・携帯電話
- ・PHS
- ・IP電話

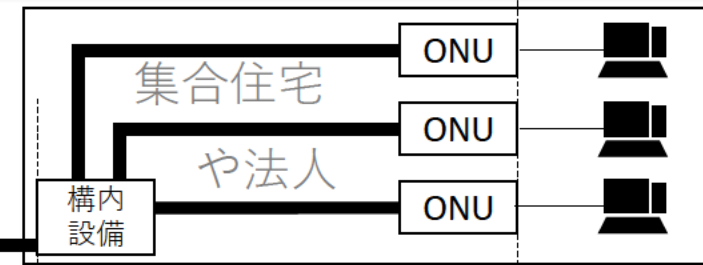
- ・ワイヤレス固定電話
- ・衛星移動通信
- ・FMC

- ・付加価値サービス
- ・インターネット関連サービス
- ・ドメイン名電気通信役務

- ・電報
- ・その他

①-2 集合住宅・法人向けに提供される役務に係る負担金の徴収対象 12

(イメージ)



ISP ①

「高速度データ伝送電気通信役務」の範囲

既定

- 「その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備」を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務が対象(法7条二(一部要約))
(このうちFTTH、CATV(HFC)、ワイ固専用型が「第二号基礎的電気通信役務」(ユニバーサルサービス)である)

毎年6月末までの「回線規模報告」の対象事業者

直接提供 or 接続 or 卸

既定

- 「端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者」は、一つの町字においてその全世帯数に占める「自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合」を報告(省令14条の5①(一部要約))

➡ 対象事業者(端末系伝送路設備設置事業者)は、集合住宅内における役務提供の態様(直接提供、接続又は卸)如何にかかわらず、当該集合住宅への役務提供が可能な世帯数を分子に算入した割合等を報告

支援機関による交付金交付の対象事業者

直接提供 or 接続 or 卸

既定

- 支援機関は、第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務(一定規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。)の提供に要する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務を行う(法107条二(一部要約))

➡ 対象事業者(回線設備設置事業者。第二種適格電気通信事業者)は、集合住宅・法人における役務提供の態様如何にかかわらず、当該集合住宅等への役務提供に要する費用も含め算定された費用の一部が補填される

第二種負担金を徴収される対象事業者

直接提供 or 接続 or 卸

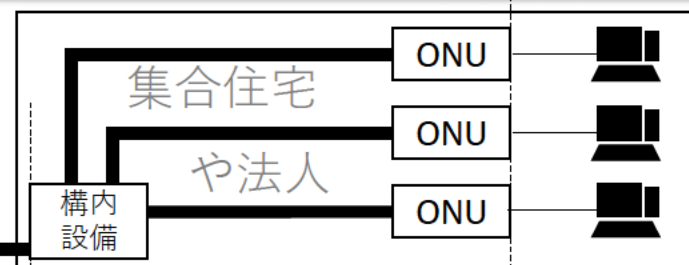
案

- ➡ これら(上記)の考え方を踏襲し、端末系伝送路設備を設置して高速度データ伝送電気通信役務を集合住宅・法人向けに提供する事業者については、その(末端の)役務提供の態様如何にかかわらず、その端末系伝送路設備を用いて集合住宅・法人向けに提供される高速度データ伝送電気通信役務の「回線数」を単位とし、徴収する第二種負担金の額を算定することを想定 (その回線数の数え方は次頁参照)

①-3 集合住宅・法人向けに提供される役務に係る回線数の数え方

13

(イメージ)



ISP

端末系伝送路設備を設置する事業者

- 前頁の第二種負担金の徴収対象事業者が、直接利用者に高速度データ伝送電気通信役務を提供する場合
- ➔ 当該事業者が、自ら設置した設備を用いて高速度データ伝送電気通信役務を提供する回線数を把握し、総務省に報告するよう、報告規則を改正することを想定

利用者

相互接続

端末系伝送路設備を設置する事業者

① 構内設備の設置事業者

- 前頁の第二種負担金の徴収対象事業者と集合住宅・法人内に構内設備を設置する者とが双方の設備を相互接続し、後者(接続事業者)が、利用者と高速度データ伝送電気通信役務の提供に係る契約を締結する場合
- ➔ 後者が、自ら高速度データ伝送電気通信役務を提供するに当たって(端末系伝送路設備を設置する)いずれの事業者と相互接続しているかの情報とともに、それぞれの回線数(集合住宅内・法人内)を総務省に報告するよう、報告規則を改正することを想定

利用者

卸役務の提供

端末系伝送路設備を設置する事業者

専ら卸を利用する事業者

- 前頁の第二種負担金の徴収対象事業者から卸役務の提供を受けた事業者が、専ら当該卸役務を利用して利用者に高速度データ伝送電気通信役務を提供する場合
- ➔ 専ら卸を利用する事業者が、専ら卸役務を利用して高速度データ伝送電気通信役務を提供するに当たって(端末系伝送路設備を設置する)いずれの事業者の卸を利用しているかの情報とともに、それぞれの回線数(集合住宅内・法人内)を総務省に報告するよう、報告規則を改正することを想定

利用者

※端末系伝送路設備を設置する事業者から報告された「卸先」の役務提供回線数と突合する

※なお、上記いずれの場合においても、一契約で複数回線を提供する場合には、契約数でなく「回線数」を報告することとし、また、集合住宅と全戸一括で契約する場合において提供している回線数を把握していない場合には提供可能な最大戸数の回線数を報告することとする(2月答申)

案

2月答申

「集合住宅向けサービスや法人向けサービスにおいては、1契約で複数回線を提供するケースも見受けられる。そのため、第二種負担金算定の単位として「回線数⁴¹」を用い、1回線当たりの単価(回線単価)により各負担事業者の毎月の回線数を乗じることにより負担金額を算定することが適当である。」(60頁から抜粋)

「⁴¹集合住宅向けサービスについては、集合住宅内の利用者と個別に契約する場合、全戸一括で契約する場合等に類型化され、と考えられ、ブロードバンドサービス提供事業者が全戸一括での契約を行う集合住宅向けサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、提供されている回線数を把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当である。」(59～60頁から抜粋)

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

「集合住宅のバルク契約においては、1契約に複数のエンドユーザがいるため、事業者側でエンドユーザ数を把握しておらず、契約数とエンドユーザ数が一致しない場合があります。この場合、契約数でカウントする等の統一的な基準が必要と考えます。」
「また、法人契約においては、一契約に複数の回線が含まれる場合があります。この際には回線数でカウントする等の統一的な基準が必要と考えます。」
(2022年9月5日第3回ブロードバンド基盤WGヒアリング資料・7頁)

東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社

「法人向け等において、回線数とエンドユーザ数が一致しない場合も想定されるが、実際の利用者数の把握は困難であることから、各事業者が把握している回線数を原則とすることが適当と考える」(2022年9月5日第3回ブロードバンド基盤WGヒアリング資料・13頁)

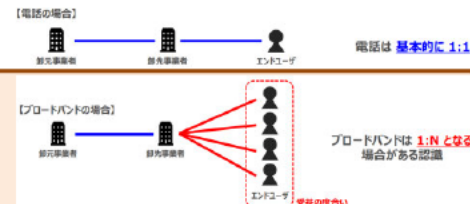
KDDI株式会社

「BBサービスに係る契約回線数を負担金算定の単位とし、1契約回線当たりの契約単価により各負担事業者の負担金額を算定することが適当。」「マンションにおける契約などいくつか細かい事例があるが、回線が把握できるなら、契約回線数をベースにするのが透明性があると考える」(2022年9月5日第3回ブロードバンド基盤WGヒアリング資料・20頁及び議事録(長田構成員との質疑))

ソフトバンク株式会社

「卸元事業者(設備設置事業者等)が把握する回線数と、卸先事業者の回線数に差異が生じる場合、基本的には卸先事業者の回線数に基づくべきと考える」

(2022年9月5日第3回ブロードバンド基盤WGヒアリング資料・17頁)



①-4 通信モジュール向けに提供される役務に係る回線数の数え方

(イメージ)

- ◎ MNOがMVNOに提供する卸役務である高速度データ伝送電気通信役務は、原則として第二種負担金の算定に係る役務になるが、「通信モジュール向けに提供する電気通信役務」であれば、「高速度データ伝送電気通信役務」から除外（省令40条の7の2ニチ）
- ◎ 一方、現状、MNOにおいて、卸役務を利用してMVNOが提供する「通信モジュール向け」役務の回線数を把握することが困難な状況にある（例：第2回交付金算定等WG（昨年9月26日）資料3（株式会社NTTドコモ説明資料）参照）
- ◎ そこで、公正競争の観点も踏まえ、利用者に役務を提供するMVNOが、自ら提供する役務について「通信モジュール向けの回線数」を「MNOごとに」総務省に報告するよう、報告規則を改正することを想定

※端末系伝送路設備を設置する事業者から別途報告された役務提供回線数と突合する



② 各種報告の手法等

- これまでの議論等を踏まえ、電気通信事業者から総務省又は支援機関(TCA)が定期的に報告を受けるものは次のとおりであり、それぞれの考え方や検討課題を記せば次の各項目のとお

① 負担金の徴収対象であるか否かのメルクマールである「10億円」を超えたことの報告

電話ユニバ制度と同様に「支援機関(TCA)」に対して行うことを想定しており、この場合、

- ア 10億円を超えた際と10億円以下となった際に都度報告してもらうことを想定

② 回線数報告(既存の各種「契約数」報告制度の中で回線数との区別化・整理を行うことを含む。)

- イ 第二種適格電気通信事業者及び負担金の徴収対象である事業者から、電話ユニバ制度と同様、交付金又は負担金の算定に関係のある役務に係る回線数を、毎月報告してもらうことを想定
- ロ 集合住宅・法人向け役務につき、端末系伝送路設備設置事業者以外の者が利用者に提供する役務の回線数について、前述(P13)のとお、接続による場合は接続事業者から端末系伝送路設備の設置事業者ごとの回線数を、専ら卸役務を利用して提供される場合は卸先事業者から端末系伝送路設備の設置事業者ごとの回線数を、それぞれ毎月報告してもらうことを想定
- ハ MNOが報告する「負担金の徴収対象である役務に係る回線数」からMVNOに係る非徴収対象分をいかに控除するか。前述(P15)のとお、MVNOから直接総務省に毎月報告してもらうことを想定

③ 海底ケーブル・陸揚局の共用状況の報告【特異判定式関係】

海底ケーブル・陸揚局を他事業者と共用している場合、他事業者から回収しているコストがあればそれを控除して交付金額を算定するところ、

- オ 海底ケーブル・陸揚局の所有者が電気通信事業者の場合にはその者から共用の事実とコスト回収額(使用料)の報告を受けることを想定(注:同所有者が地方自治体の場合は補填対象ではない)
- カ 上記オの報告は毎年一度、交付金額の算定前に(同年3月31日の情報で)徴求することを想定

④ 放送役務との共用状況の報告【特異判定式関係】

- ㊦ 旧公設地域又は旧未整備地域において、放送役務を提供している回線数を、通信役務を提供している総回線数とともに、町字別に、毎年一度、交付金額の算定前に（同年3月31日の情報で）徴求することを想定

⑤ 民間移行を受けた旧公設設備関係の報告【特異判定式関係】

- ㊧ 無償・有償譲受の別、有償譲受の場合はその額（購入額）を、民間移行を受けた直後の交付金額算定前に徴求することを想定（注：有償の場合には減価償却費を補填することになる）
- ㊨ 地方自治体から一括譲受金のような当面の維持管理費用を第二種適格電気通信事業者が得ている場合には（その額を控除して交付金額を算定するため）、民間移行を受けた直後の交付金額算定前にその事実と額を徴求することを想定
- ㊩ サービス維持の観点で旧公設設備を有償更新したときは、その部分の更新費用と更新内容を更新年度に総務省に報告することを想定（更新年度以降の減価償却費として補填対象にできるか否かを精査するため。また、更新内容については事例を総務省において蓄積するため）

⑥ FTTHの收容ルータやHFCの5Gコアに係る報告【特異判定式関係】

- ㊪ 中継回線部門に整理されるものの、特別支援区域において役務提供を新規に又は継続して行うために新規設置が必要となった「FTTHの收容ルータ」又は「HFCの5Gコア」について、真に当初必要であった町字のためにのみ引き続き利用（アクセス回線的な利用の意）し、他の町字との共用を行っていないことの報告を、「FTTHの收容ルータ」又は「HFCの5Gコア」別に、次に掲げる事項とともに、毎年一度、設備設置者から、交付金額の算定前に（同年3月31日の情報で）報告を徴求することを想定（必須公表事項は ii と iii と想定）

- i. 設置町字名
- ii. カバーする町字名（うち担当支援区域は明示）
- iii. 設置又は維持しなければならない理由
- iv. 新設しない場合に何らかの手法により使用しなければならない最寄りの收容ルータ又は5Gコアの設置町字名
- v. その他

③ 特異判定式の内容

③-1 特異判定式の算定方法

特異判定式の骨格とそれに用いる「維持管理係数」

「BBユニバ制度の創設に係る令和4年改正電気通信事業法の施行日である令和5年6月16日（以下「施行日」という。）時点で、①公設地域又は②未整備地域であった地域については、施行日以降、それぞれ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に民設民営方式の設備が整備された場合に限り、交付金算定に関する標準判定式とは異なる「特異判定式」を適用することが適当である。

（中略）

「特異判定式」の算定方法については、①公設地域では自治体の投資によって整備された設備が活用されること、②未整備地域では初期整備で構築した設備がその後BBユニバ制度によって維持管理費用が支援されること、それぞれに鑑みると、両地域ともに実際の構築費用を用いることが適当である。そして全国平均の維持管理係数を掛け合わせるなど今回の検討過程で提案された手法の具体化について、当該係数の公募を実施することを含め、総務省において検討することが適当である。」

（「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書」（令和6年3月28日ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会）43頁から抜粋）

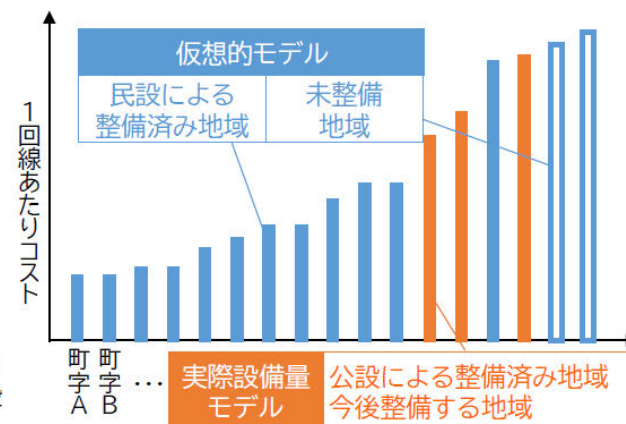
➡ 特異判定式の算定方法を整理する。次のNTT東西のヒアリング資料にある提案をさらに議論・整理し、各事業者の考えを聴取することで、公募に代えることを想定

区域指定モデルの算定イメージ

●「仮想的モデル」と「実際設備量モデル」のハイブリッドモデル

	設備量・投資額	維持管理費用	考え方
民設地域 または 未整備地域※2	仮想的モデルにより算出	投資額 × 維持管理係数	実際の設備量の把握が実務上困難であるため、仮想的モデルで算定
公設地域 または 今後整備する地域※2	実際の設備量を利用	同上	実際の設備量の把握が可能である部分は、それを用いたモデルで算定

※2. 未整備地域は、実際の設備量を個別に把握することが実務上困難であるため、原則、仮想的モデルによる算定とせざるを得ないが、未整備地域において今後新たに整備が行われた場合や仮想的モデルでは実態と乖離することが明らかな場合については、「実際設備量による算定モデル」を適用



「第二種交付金によって、既設の設備が補填・維持される。したがって、技術革新による新しい技術を用いたブロードバンドサービスの提供への意欲や、そのための設備更新への意欲を削ぐことが決してないように十分考慮すべきである。」

(「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(令和6年3月28日情報通信審議会)6頁から抜粋)

「一方、支援区域における過剰なインフラ投資の抑制や、第二種交付金の原資負担が最終的には国民に転嫁され得ることに鑑みると、非効率性を排除しつつ、サービスの維持等の観点で必要最小限の支援とすることが求められる。このため、電気通信事業者においてサービス維持の範疇を超えて行われる設備の更新費用については個別に除くなどの対応策を講ずることが適当である。なお、必要最小限の設備は、その時々によって変わる可能性があるため、引き続き関係電気通信事業者からの聴取等を通じて、事例の蓄積を行うことが重要であり、その蓄積を踏まえて必要最小限の設備に係る判断・解釈を積み上げることが適当である。」(同9頁から抜粋)

➡ 特異判定式においては、各設備の「取得固定資産価額」の把握の際に更新費用を含めることが一考。
その上で、次の点についてどう考えるか。各事業者等ヒアリングを通じ、議論を深めることを想定

① 更新の対象は、「設備の老朽化」に限定することについてどう考えるか

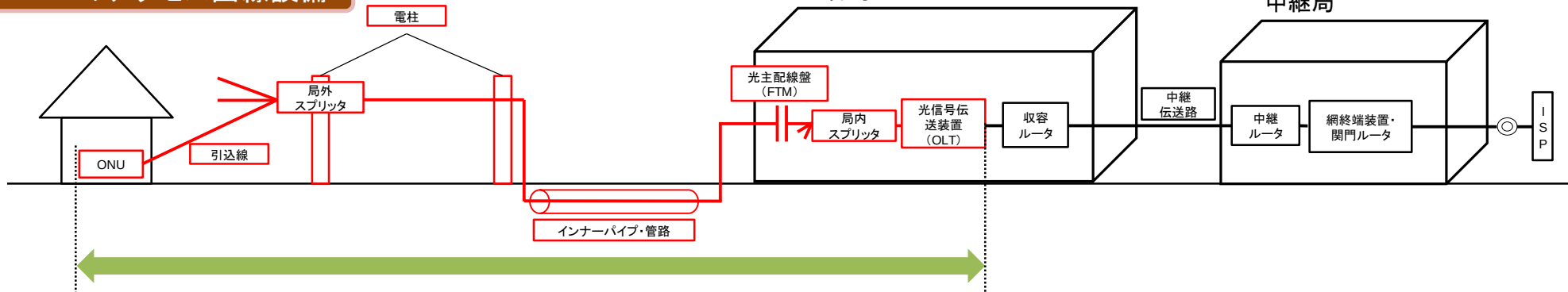
※災害等の有事における「役務維持」・「早期復旧」用の設備(例: 移動電源車等)については総務省で慎重に検討することが適当と本年3月の当研究会報告書でされており、真に必要な災害時対応として(既存の電話ユニバ制度のような)特別損失対応を総務省令に盛り込むことを想定し、ここでは「平時の」ユニバーサルサービス制度という大前提の下、「更新」を設備の老朽化に限定することについてどう考えるか

② 更新費用は年間どの程度かかっているか

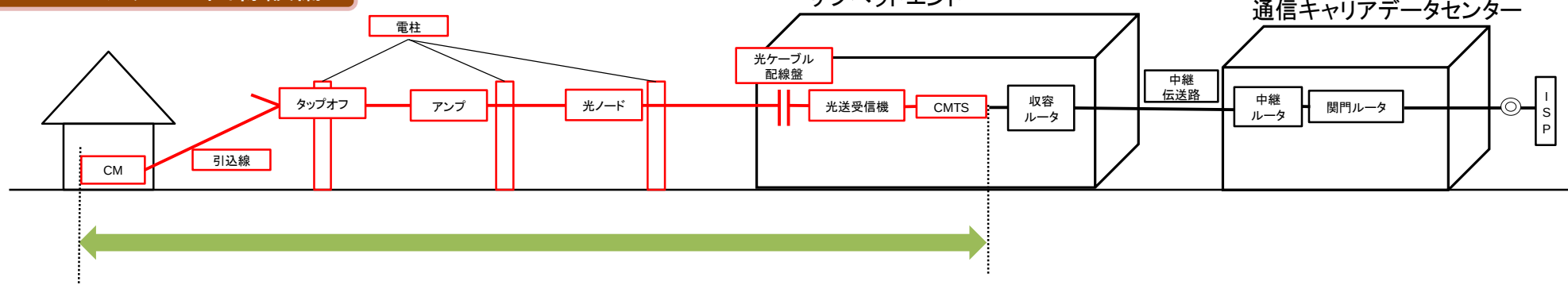
③ 更新設備の範囲は、標準判定式と同様、アクセス回線部門と海底ケーブル部門とするが、「サービス維持の範疇を超えて行われる設備の更新費用」の具体例としてどのようなものが考えられるか

参 考

FTTHのアクセス回線設備



HFCのアクセス回線設備



◆電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

※水色「総務省令」は未整備

（第二種交付金の交付）

第一百条の四 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第一百七条第二号の交付金（以下「**第二種交付金**」という。）の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

② （略）

③ 第二種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種交付金の額の算定をするための資料として、その担当支援区域ごとに、当該算定の前年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

④ 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定し、同項の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

⑤ （略）

（第二種負担金の徴収）

第一百条の五 支援機関は、年度ごとに、第一百七条第二号に掲げる業務（これに附随する業務を含む。第十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「**高速データ伝送役務提供事業者**」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（次項において準用する第一百条第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の高速データ伝送役務提供事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の高速データ伝送役務提供事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した高速データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「**第二種負担金**」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

② 第一百条第二項から第八項までの規定は、第二種負担金について準用する。この場合において、同条第三項中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速データ伝送役務提供事業者（第一百条の五第一項に規定する高速データ伝送役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四項から第八項までの規定中「接続電気通信事業者等」とあるのは「高速データ伝送役務提供事業者」と読み替えるものとする。

（第一種負担金の徴収）

第一百条 （略）

② 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

③ 支援機関は、前項の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき第一種負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

④ 接続電気通信事業者等は、前項の規定による通知に従い、支援機関に対し、第一種負担金を納付する義務を負う。 →（次頁につづく）

※「総務省令」は未整備

← (前頁から (法第百十条の) つづき)

- ⑤ 第三項の規定による通知を受けた接続電気通信事業者等は、納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、第一種負担金の額に納付期限の翌日から当該第一種負担金を納付する日までの日数一日につき総務省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。
- ⑥ 支援機関は、接続電気通信事業者等が納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。
- ⑦・⑧ (略)

◆電気通信事業法施行令 (昭和60年政令第75号)

(第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等)

第五条の二 法第百十条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。

- ② 法第百十条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。

◆電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)

(法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス (様式第四に規定するものをいう。)
 - ロ A T M交換サービス (様式第四に規定するものをいう。)
 - ハ 自営等 B W Aアクセスサービス (電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。)
 - ニ I P—V P Nサービス (電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。)
 - ホ 広域イーサネットサービス (電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。)
 - ヘ 専用役務
 - ト 仮想移動電気通信サービス (電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。)
 - チ 通信モジュール (特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。) 向けに提供する電気通信役務